

伊万里市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 25 号

伊万里市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊万里市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊万里市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(公益的法人等への伊万里市職員の派遣に関する条例の一部改正)

第 2 条 公益的法人等への伊万里市職員の派遣に関する条例（令和 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項又は第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に改め、同項第 3 号中「引き続き勤務させることとされ、又は」を「引き続き勤務することとされた職員及び」に、「期限を延長することとされている」を「期限が延長された」に改め、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 伊万里市職員の定年等に関する条例第 8 条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 29 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第16条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（伊万里市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 伊万里市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第8条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第8条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に改める。

（伊万里市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第6条 伊万里市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(伊万里市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 伊万里市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(伊万里市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 伊万里市職員の再任用に関する条例（平成14年条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。